

保険・年金 フォーカス

少額短期保険の現状

制度創設から8年間の急成長と課題

保険研究部 上席研究員 小林 雅史

(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

従来、保険業法において、「保険業」の定義は、「不特定の者」を保障する生命保険業・損害保険業とされ、組合員など「特定の者」を保障する「共済」は、保険業法の規制対象とされていなかった。

したがって、農業協同組合法・消費者生活協同組合法などの根拠法にもとづき主務官庁の認可を受けて設立された「根拠法のある共済」（認可共済、JA共済、全労災など）を除く共済は、「根拠法のない共済」（無認可共済）として、契約者保護などの監督は行われていなかった。

無認可共済の規模や形態が多様化する中、新たに「少額短期保険業者」に関する規制を設け、登録制の導入・商品審査・責任準備金の積立などを図る改正保険業法が、2005年3月11日、第162回国会に提出され、2005年4月22日に成立、2006年4月1日に施行された¹。

本レポートでは、制度創設から8年を経過した少額短期保険の現状について紹介することとしたい。

2—少額短期保険の現状

1 | 少額短期保険とは

少額短期保険は、その名称のとおり、「少額」（最高保険金額は、疾病死亡：300万円、傷害死亡：600万円、疾病・傷害による入院給付金等：80万円、損害保険：1000万円など）、「短期」（損害保険は2年、生命保険・医療保険は1年）であり、また、この金額の範囲内であれば、同一の会社で生命保険と損害保険が併売できる点に特徴がある（生保会社・損保会社においては、子会社による販売を除き、それぞれ生命保険・損害保険しか販売できない）。

生保会社や損保会社は、設立や約款など基礎書類の変更などの際、金融庁による「認可」を受ける

¹ 「少額短期保険業制度について～移行期間終了に伴う注意点など～」(2008年3月7日更新)、金融庁ホームページ、松澤登「根拠法のない共済へのルール導入」『生命保険経営』第74巻第5号、2006年7月、川村基寿「共済事業に係る保険業法改正について」『生命保険論集』第178巻、2012年3月。

必要があるが、少額短期保険者は財務局への「登録」制であり、現在北海道財務局に1、東北財務局に5、関東財務局に55、東海財務局に1、近畿財務局に9、中国財務局に2、四国財務局に2、福岡財務支局に3、沖縄総合事務局に1の合計79の少額短期保険業者が登録されている²。

2 | 少額短期保険の商品

少額短期保険の商品は、火災や風水害などによる家財の損失を補償する家財保険や賠償責任保険などの「家財・賠償保険」、死亡保障や入院保障などの「生命・医療保険」、ペットの通院・入院・手術などを補償する「ペット保険」、地震や遭難などにより発生する費用を補償する「費用・その他保険」に大別されている。

特徴的な商品としては、家財・賠償保険では、小売店・飲食店などのテナント向け総合保険（e-Net少額短期保険）や、家主向けの入居者の孤独死に備える保険（アクア少額短期保険）などがあり、生命・医療保険では、糖尿病患者向け医療保険（エクセルエイド少額短期保険）、知的障がい者向け保険（ぜんち共済）、外国人向け保険（ビバビーダメディカルライフ）などがある。

ペット保険では、治療費の50・70・100%を補償する保険（ペットメディカルサポート）などが、費用・その他保険では、弁護士費用保険（プリベント少額短期保険）、遭難時の捜索・救助費用を補償するレスキュー費用保険（日本費用補償少額短期保険）などがある³。

3 | 販売動向

2013年には、家財・賠償保険を取り扱う少額短期保険業者は31社、保有契約は約573.4万件（対前年+18.9%）と、全保有契約の9割以上を家財・賠償保険が占めている。

生保・医療保険は38社、約28.2万件（対前年+8.7%）、ペット保険は7社、約18.2万件（対前年+23.6%）、費用保険その他は14社、7.6万件（対前年+14.0%）で、合計保有契約は約627.4万件（対前年+18.4%）と、全体的に着実に増加している。中でもペット保険の保有契約の伸びは著しく（2011年の減少は、アイペットの少額短期保険から損保会社への移行による）、毎年20%以上増加している。

（表）最近5年間の少額短期保険の保有契約の動向

万件、%

	合計保有契約	家財・賠償保険	生命・医療保険	ペット保険	費用保険その他
2009	391.8	349.2	24.1	13.6	4.7
2010	425.2 (+ 8.5)	377.0 (+ 8.0)	26.3 (+9.0)	16.8 (+23.2)	5.0 (+ 7.1)
2011	464.3 (+ 9.2)	418.9 (+11.1)	27.7 (+5.2)	11.7 (▲30.4)	6.0 (+19.4)
2012	529.7 (+14.1)	482.4 (+15.2)	25.9 (▲6.3)	14.7 (+26.0)	6.7 (+10.6)
2013	627.4 (+18.4)	573.4 (+18.9)	28.2 (+8.7)	18.2 (+23.6)	7.6 (+14.0)

※少額短期保険協会資料により筆者作成、()内は対前年伸び率。

² 「少額短期保険業者登録一覧」（2014年8月7日現在）、金融庁ホームページ。

³ 「少額短期保険ガイドブック 2013」、「少額短期保険ガイドブック別冊 各社商品一覧」（2013年10月）、日本少額短期保険協会ホームページ。

販売チャネルとしては、代理店がメインであり、家財・賠償保険では、不動産業者が代理店となるなど、提供する保障と関連が深いサービス提供事業者が代理店となっているケースが多い。

このほか、79社中、25社がインターネットによる販売を行っている。

4 | 設立母体

少額短期保険会社の設立母体としては、その創設経緯から共済団体が多く、2008年11月現在では53社のうち34社が共済団体からの移行会社であり⁴、2011年度末現在では69社のうち39社が共済団体からの移行会社（他の共済会等の契約を移転して設立された会社や共済会等のコンサルティング会社を含む）と報告されている⁵。現在79社の少額短期保険会社のうち、筆者調査によれば44社が共済団体となんらかの関係のある会社である。

一方、2003年9月に設立された「日本厚生共済会」は、2007年12月に少額短期保険業者として関東財務局に登録された、共済団体を母体とし、家財・賠償保険などを販売する少額短期保険会社であるが、その後、2008年1月東京海上ホールディングスから出資を受け社名を「ミレア日本厚生少額短期保険」と変更、2009年6月東京海上ホールディングスにより100%子会社化、2010年7月に「東京海上ミレア少額短期保険」と社名変更した例などに見られるとおり、現在の経営主体が設立時とは異なっているケースもある。

損保による出資例としては、家財・賠償保険などを販売するe-Net少額短期保険はあいおいニッセイ同和損保が38%を超える筆頭株主であり、同じく家財・賠償保険などを販売する全管共済会とエタニティ少額短期保険の親会社である全管協SSIホールディングスもあいおいニッセイ同和損保が35%の株主となっている（65%は全国賃貸管理ビジネス協会）例などがあり、ペット保険を発売するペット&ファミリー少額短期保険はT&Dホールディングス（太陽生命・大同生命などの持ち株会社）の100%子会社となるなど、損保会社や生保会社による少額短期保険業への進出例も見られる。

なお、共済団体から生保会社・損保会社となった例としては、みどり生命、アイリオ生命（その後楽天の子会社化、現楽天生命）およびペット保険を販売するアニコム損保があり、少額短期保険会社から損保会社へ移行した例としては、前述のアイペット損保がある。

5 | 情報開示

生保会社・損保会社においては、保険業法第111条により、業務および財産の状況に関する説明書類（いわゆるディスクロージャー資料）を作成し、本店や支店などに備え付けて公衆に縦覧させなければならないとされている。生命保険協会や損害保険協会では、法律で定められた開示項目のほか、自主的に開示すべき項目のガイドラインを定めるとともに、各社ともホームページで「〇〇生命（損保）の現状」などの名称で、各事業年度ごとのディスクロージャー資料を開示している。

一方、少額短期保険業者に対しては、保険業法第272条の17に同様のディスクロージャー資料の公衆への縦覧義務があるが、少額短期保険協会では現在のところガイドラインは作成しておらず、各

⁴ 船木明彦「少額短期保険業の現状」『損保総研レポート』第86号、2008年12月。

⁵ 松吉夏之介「躍進する少額短期保険」『共済総研レポート』No.125、2013年2月。

社のディスクロージャーに対する姿勢も区々である。

2011 年度末現在において、「少額短期保険会社に対しても生損保会社と同様、事業年度ごとのディスクロージャー資料の作成・開示が義務付けられているが、ホームページ上で公開している会社は少なく、一消費者が会社経営の健全性等を判断するための環境が整っているとは言い難い」⁶との指摘があったが、こうした状況は現在も変わっておらず、

- ・ディスクロージャー資料をホームページで公開している会社：30 社（39.0%）
- ・ディスクロージャー資料は公開していないが、貸借対照表・損益計算書をホームページで公開している会社：39 社（50.6%）
- ・ディスクロージャー資料、貸借対照表・損益計算書ともホームページで公開していない会社：8 社（10.4%）

となっている（79 社中、2014 年 4 月以降設立の 2 社を除く 77 社を分母とした）。

3—おわりに

少額短期保険の保有契約は最近 2 年、2 ケタの急成長を示し、2013 年度末には 600 万件を超え、賃貸住宅入居者やテナント向けの家財・賠償保険、ペット保険など、特色ある保険も発売されている。

少額短期保険募集人も約 14 万名となる中で、2009 年 11 月には日本少額保険協会により「募集文書等の表示等に関するガイドライン」が策定され、2010 年 10 月には「少額短期ほけん相談室」が消費者からの苦情に対応する指定紛争解決機関としての業務を開始するなど、業界全体としての体制整備も一定進んでいる。

今後の課題としては、第一は、過去から指摘のあったディスクローズの充実であろう。

通常予想を超えて発生するリスクなどに対する支払能力を判断する基準である「ソルベンシー・マージン比率」をホームページで開示していない例もあり、会社法で公示が求められている貸借対照表・損益計算書の開示のみならず、消費者の立場に立った、会社経営の健全性などについてのディスクローズの充実は急務であると考えられる。

第二は、業容拡大に向けたジレンマである。少額短期保険の年間収受保険料は「50 億円以下」と制限されており、超える場合は、保険会社としての免許取得が必要となる。

すでに少額短期保険会社から損保会社へ移行した例もあるが、急成長により業容が拡大すれば、保険会社移行が必須となる中で、既存の生保会社・損保会社と伍しうる商品面での特色などをどう維持していくかがポイントとなろう。

第三は、設立母体の多様性から生じる業界全体としての基準の確保である。少額短期保険は最低資本金 1000 万円以上と設立しやすくなっており、さまざまな事業会社が設立母体となっている。

保険業は相互扶助の精神にもとづく公益性の高い事業であることを踏まえ、目に見えず、形のない商品である保険を販売する際は、法律で求められている以上の自主的な取組みが必要となるケースがあることにも留意する必要があるだろう。

⁶ 松吉夏之介「躍進する少額短期保険」前掲。